

大阪市立田島中学校「生活のルール」

令和4年12月

1. 登下校

- ①毎朝8時20分までに登校すること。(8時25分登校完了)
- ②週1回、全校集会(火曜日)、および学年集会(学年で決まった曜日)がある。
- ③1年を通じて、特別な用事のない生徒の下校は16時までである。登下校中は、マナーを身につけるためにも、飲食(買い食い含む)は禁止する。
※自転車通学は禁止されている。違反した場合は、学校で預かることになる。

2. 給食

- ①給食時間は基本的に12時35分から13時05分までとする。
- ②全員が教室に着席し、「いただきます。」をしてから食事を始める。
- ③家から持ってきて良いのは、お茶または水のみである。
- ④ペットボトルの中身もお茶、水のみとし、ゴミは必ず持ち帰る。
- ⑤給食当番は、エプロン・マスク・三角巾を持参し、準備や片づけをする。
- ⑥給食の無い日は弁当を持参する必要がある。その際は、パン・おにぎり類の持込みができる。ただし、ゴミはすべて持ち帰る。

3. 忘れ物について

- ①原則、登校後は忘れ物を取りに帰ることができない。
※どうしても取りに帰る必要がある場合は、担任に告げ、保護者連絡をした上で判断する。
- ②服装の乱れ(ベルト、ネクタイなど)は登校時に貸出をする。終学活後、速やかに担任に返却をする。

4. 再登校について

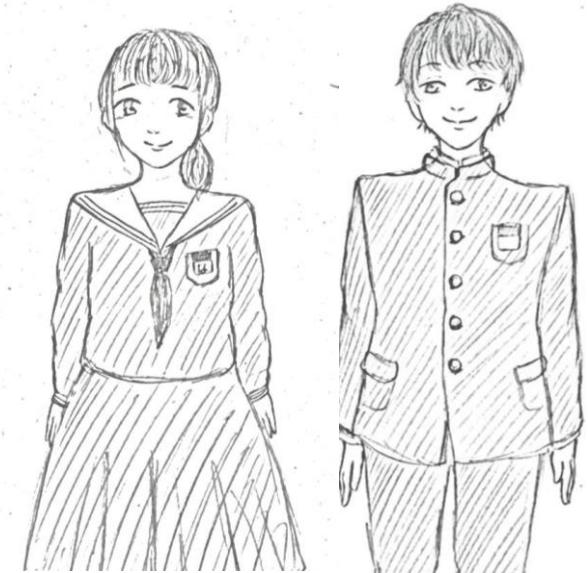
- ①放課後に忘れ物などの提出のため、再登校する場合は標準服で登校する。ただし、部活動がある場合は、顧問に指示された服装で登校してもよい。
- ②再登校時も自転車での登校は禁止とする。ただし、部活動などで他校に行く場合は、顧問の指示に従う。

5. 服装について

①本校指定の標準服を着用する。衣替えは設けず、気候等に応じて夏服または冬服を着用する。ただし、行事や式典で冬服の着用を指定する場合がある。

【つめえり学生服】

- ◇本校指定のつめえり学生服を着用する。
- ◇標準服の下には、白色カッターシャツを着用する。白色カッターシャツの下には、白・黒・紺・ベージュ色のシャツを着用する。柄もの、トレーナー、パーカー、またハイネックシャツ等を着ることは禁止である。
- ◇ズボンには、黒・茶・紺色のベルトを着用する。



【セーラー服】

- ◇本校指定のセーラー服を着用し、冬服の場合は、指定のえりカバーを付ける。ネクタイは胸元で結ぶ。
- ◇スカート丈は、膝がかくれる程度とし、サスペンダーや黒・茶・紺色のベルトを用いてもよい。

【ブレザー】

- ◇本校指定のブレザーを着用する。
- ◇標準服の下には、白色ポロシャツまたはカッターシャツを着用する。白色ポロシャツまたはカッターシャツの下には、白・黒・紺・ベージュ色のシャツを着用する。柄もの、トレーナー、パーカー、またハイネックシャツ等を着ることは禁止である。



- ◇ズボンには、黒・茶・紺色のベルトを着用する。
- ◇スカート丈は、膝がかくれる程度とし、サスペンダーや黒・茶・紺色のベルトを用いてもよい。

※シャツのすそは、必ずズボン・スカートの中へ入れる。

- ②校内で名札は左胸のポケットにつける。
- ③靴下は白・黒・紺・グレー色とする（ワンポイント可）。ルーズソックスは禁止である。
- ④靴は白・黒・紺・グレー色を基調とした運動靴をはく。ハイカットタイプは禁止である。

※服装違反のある場合は、原則家に帰って正しいものを着用し、再登校する。

【シャツ・靴下・靴の色について令和3年度前期生徒議会で議題にあがり、令和4年1月より一部改訂】

6. 頭髪等について

- ①毛染め（茶髪などの色染め）・パーマは禁止である。
- ②ライン・編み込みなど華美なものは禁止である。（ツーブロックは可）
- ③つけまつ毛、エクステ、ヘアワックス（ジェル）、また装飾品として、ブレスレット、ネックレス、ピアス、マニキュア、化粧などは全て禁止である。

※頭髪等に違反のある場合は、原則家に帰って正してから、再登校する。

【髪型について令和3年度前期生徒議会で議題にあがり、令和4年1月より一部改訂】

7. 防寒着・防寒具について

①防寒着

- ◇登下校時は、学校指定のウインドブレーカーの着用ができる。
 - ◇白色ポロシャツまたはカッターシャツの上に白・黒・紺・グレーのセーター・ベスト・カーディガンを上着の中に着用できる。
 - ◇スカートの下は、黒・ベージュ色のストッキング・タイツを着用ができる。
 - ◇セーラー服の中に白・黒・紺・グレーのトレーナー・セーターの着用ができる。
- ※パーカー・ニット帽等の指定されていないものの着用は禁止である。**

【防寒着について令和4年度前期生徒議会で議題にあがり、全会一致で変更なし】

②防寒具

- ◇登下校時は、手袋・マフラー・ネックウォーマーの着用ができる。
- ※校内での着用は禁止である。校舎の出入口ではです。**
- ◇教室内では、ブランケット（ひざかけ）・座布団の使用ができる。
- ※カイロは授業に影響のない範囲で使用ができる。

8. 持ち物について

①通学カバン（通称：田島バッグ）には、教科書・ノート・筆記用具・タブレットなど授業に必要な物だけを入れて登校する。

また、通学カバンを持たずに、紙袋などだけに荷物を入れて登校しない。通学カバンに荷物が入りきらない場合には、補助力バン（エナメルバック等）を使用してもかまわない。

②学校生活に必要な物は持ってきてはならない。

もし、持ってきたときは、原則学校で預かり、保護者に返却する。

《不要な物》 下記以外の不要物も全て預かる

- ・携帯電話
- ・スマホ
- ・自転車
- ・ゲーム機器
- ・音楽プレイヤー
- ・カード類
- ・アクセサリー類（ネックレス・ピアスなど）
- ・整髪料、化粧品類（色付きリップ含む）
- ・漫画
- ・香り付の制汗スプレー
- ・カッター、彫刻等刃物類
- ・カラコンの類
- ・お菓子

9. 校外生活について

☆学校外の生活も、身の安全に気をつけた行動をする。

◇外に遊びに行くときには、次の4点を必ず家の人に伝える。

- ①どこにいくのか
- ②だれと行くのか
- ③何をしに行くのか
- ④何時に帰るのか

◇保護者がいないときに、家に友達をあげたり、あがったりしてはいけない。

◇道路や工事現場、駐車場など危険な場所に近づかない。

◇自転車に乗るときは、交通ルールを守る。（スマホを触りながらの運転、信号無視、二人乗りなどは禁止）

◇お金の貸し借りやおごり合い、物をかけることはしてはいけない。

◇特別な理由がないときは、夜間（20時以降）は中学生だけで外出をしてはいけない。大阪府の条例で禁止されている。

10. タブレットの使用について

- ☆タブレットは、校内で自由に使用することができる。ただし、学校から貸与しているもので、個人のものではないので、ルールを守って大切にあつかう。
- ◇使用する際は必ず先生の指示に従う。特に授業中の使用は必ず先生の許可を得る。
 - ◇学習活動・学校生活以外の目的では使用しない。
 - ◇アプリの削除や設定変更はしない。
 - ◇故障や破損、紛失の原因になることはしてはいけない。(放置する・投げる・水に濡らす・シールを貼る・色を塗るなど)
 - ◇不具合等があれば、すぐに先生に相談する。
 - ◇アカウント・パスワードは他人に絶対教えない。他人のアカウント情報を見たり聞いたりしてはいけない。
 - ◇他人に貸したり、他人のものを使ってはいけない。
 - ◇他人に嫌な思いをさせる・傷つけるような使い方はしない。

本校では、学校生活の行為について、「田島中学校 学校安心ルール」を作成しています。しっかりと守るようにしましょう。

大阪市立田島中学校 生活指導部